

訪問看護ステーション

重要事項説明書・同意書 (医療保険・介護保険)

年 月 日現在

1. 事業主体概要

事業 者	有限会社 ライフデザイン
代 表 者 名	坂口 まり子
所 在 地	鹿児島県南さつま市金峰町中津野1207番地1
介護保険関連事業	

2. 事業所の概要

名 称	訪問看護ステーション
管 理 者	
開 設 年 月 日	
介護保険事業所番号	
所 在 地	
通常 の 事業 の 実 施 地 域	
目 的 及 び 運 営 方 針	要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作訓練の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援します。 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

7. 利用料 (保険割合によってご負担額が異なります)

医療保険

訪問看護は、実際に行った時間ではなく、訪問看護計画に定められた内容を行うのに要する標準的な時間で算定します。

(1) 訪問看護基本療養費

		週3日目まで 1日に付き	週4日目以降 1日に付き
基本療養費(Ⅰ)	看護師・理学療法士など	5,550円	6,550円
	准看護師	5,050円	6,050円
	緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師	12,850円(月1回を限度)	
基本療養費(Ⅱ) 【施設への訪問】 (※1)	看護師・理学療法士など	2,780円	3,280円
	准看護師	2,530円	3,030円
	緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師	12,850円(月1回を限度)	
基本療養費(Ⅲ)	外泊中の訪問看護に対し算定(※2)	8,500円	

(2) 訪問看護管理療養費

月の初日(イ~ニのいずれか)	イ. 機能強化型訪問看護療養費 1	13,230円
	ロ. 機能強化型訪問看護療養費 2	10,030円
	ハ. 機能強化型訪問看護療養費 3	8,700円
	ニ. 訪問看護管理療養費(従来型)	7,670円
2回目以降	1日に付き	イ. 3,000円 ロ. 2,500円

(3) 加算など

① 緊急訪問看護加算	1日に付き 月14日目まで	12,650円
	月15日目以降	12,000円
② 難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円
	1日3回以上	8,000円
	1日2回 (同一建物内 1人・2人)	4,500円
	1日3回以上	8,000円
③ 難病等複数回訪問加算 (同一建物内 3人以上)	1日2回	4,000円
	1日3回以上	7,200円
④ 長時間訪問看護加算	90分を超える場合	5,200円
⑤ 24時間対応体制加算	月1回 (看護業務の負担軽減の取り組みあり)	16,800円
	(イ以外)	6,520円
⑥ 退院時共同指導加算	月2回まで	8,000円
⑦ 特別管理指導加算(⑤に上乗せ)	厚生大臣が定める疾病等の利用者	2,000円
⑧ 退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000円
⑨ 長時間による退院支援指導加算	退院日の訪問 長時間	8,400円
⑩ 在宅患者連携指導加算	月1回	3,000円

⑩	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月 2 回まで	2,000 円
⑪	特別管理加算	I 月 1 回	5,000 円
		II 月 1 回	2,500 円
⑫	情報提供療養費 (1・2・3)	月 1 回	1,500 円
⑬	ターミナルケア療養費	I 1 回	25,000 円
		II 1 回	10,000 円
⑭	乳幼児加算	1 日に付き	1,300 円
		1 日に付き (別に厚生労働大臣が定める者)	1,800 円
⑮	複数名訪問看護加算	看護師との場合	4,500 円
		准看護師との場合	3,800 円
		看護補助者との場合	
		// 1 日 1 回	3,000 円
		// 1 日 2 回	6,000 円
		// 1 日 3 回以上	10,000 円
	複数名訪問看護加算 (同一建物内 1 人・2 人)	看護師との場合	4,500 円
		准看護師との場合	3,800 円
		看護補助者との場合	
		// 1 日 1 回	3,000 円
		// 1 日 2 回	6,000 円
		// 1 日 3 回以上	10,000 円
	複数名訪問看護加算 (同一建物内 3 人以上)	看護師との場合	4,000 円
		准看護師との場合	3,400 円
		看護補助者との場合	
		// 1 日 1 回	2,700 円
		// 1 日 2 回	5,400 円
		// 1 日 3 回以上	9,000 円
⑯	夜間・早朝・深夜加算	早朝 (6:00~8:00)	2,100 円
		夜間 (18:00~22:00)	
		深夜 (22:00~6:00)	4,200 円
⑰	訪問看護医療 DX 情報活用加算	月 1 回	50 円
⑱	専門管理加算	月 1 回	2,500 円
⑲	訪問看護ベースアップ評価料	月 1 回	(I) 780 円
		月 1 回	(II) 10~500 円

※1 同一建物内の複数 (3 人以上) の利用者に同一日に訪問した場合

※2 入院中に 1 回 (別に厚生大臣が定める疾病等は 2 回) に限り算定可能

* 当訪問看護ステーションでは、その必要性に応じて、24 時間いつでも連絡を受け、尚訪問看護ができる体制をとっています。

* 特別な管理 (例えば、悪性腫瘍患者指導や胃管・バルンカテーテル・中心静脈栄養法などの処置及び管理) を必要としている方に対して、必要な指導、管理、対応を講じます。

(4) 保険外利用料として

別紙の通り、その方の状態に応じて実費が発生する場合がございます。
衛生材料費・死亡後の対応 (処置) 費など。

* その他実費

	内 訳	単 位	料 金
時 間 外	営業時間（8：30～17：30）を基本としておりますが労働基準法により、早朝・夜間・深夜の対応については、実費を頂くこともあります		
時 間 延 長	介護保険同様要件により、長時間加算を保険算定いたしますが、頻度によっては、協議の上請求致します		
交 通 費	事務所からのご自宅までの距離・訪問頻度・駐車代等に応じて、ご本人・ご家族と協議の上、下記の通りとします。 () 円/1回・() 円/1日・() /1月		
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> * 衛生材料・介護用品の購入、貸借があります * 死後の対応(処置)時、実費となります * 4回目以降は 4,000 円/回と交通費が別途請求となります。 (90分以上の時は、30分毎に1,000円 追加) 		

介 護 保 険

(1) 介護保険利用の方（介護保険 1割負担の場合）

訪問看護は、実際に行った時間ではなく、訪問看護計画に定められた内容を行うのに要する標準的な時間で算定します。

		内 訳	単 位	
		サービス内容	訪問看護	介護予防 訪問看護
	訪問看護 I 1 (20分未満)	看護師サービス提供票による (緊急時訪問可能)	314 単位	303 単位
	訪問看護 I 2 (30分未満)		471 単位	451 単位
	訪問看護 I 3 (60分未満)		823 単位	794 単位
	訪問看護 I 4 (90分未満)		1128 単位	1090 単位
	訪問看護 I 5 (20分未満)	理学療法士など	294 単位	284 単位
	訪問看護 I 5 (40分未満)	サービス提供票による	588 単位	568 単位
	訪問看護 I 5・2 超 (60分未満)	1回あたり20分・1週間に6回を限度	795 単位	768 単位
加 算	支 給 限 度 枠 内	初回加算	退院日に初回訪問看護を行った月 ----- (I) 350 単位 (II) 300 単位	
		退院時共同指導加算	600 単位	
		長時間訪問看護加算	1時間30分を超える訪問看護 300 単位	
		夜間・早朝訪問看護加算	18時～22時・6時～8時 25%加算	
		深夜訪問看護加算	22時～6時 50%加算	
		複数名訪問加算	-----	
		I 看護師等	30分未満/30分以上 254 単位/402 単位	
		II 看護補助者	30分未満/30分以上 201 単位/317 単位	
		口腔連携強化加算	1月毎 50 単位	
		看護・介護職員連携強化加算	1月毎 250 単位	

支給限度枠外	緊急時訪問看護加算	常時 24 時間体制をとれている事業所	(I) 600 単位 (II) 574 単位	
	サービス提供体制強化加算	1 回につき	(I) 6 単位	
		//	(II) 3 単位	
	特別管理加算	1 月毎	(I) 500 単位	
	特別管理加算	1 月毎	(II) 250 単位	
	看護体制強化加算	1 月毎	(I) 550 単位	100 単位
			(II) 200 単位	
	専門管理加算	1 月に 1 回	250 単位	
ターミナルケア加算	1 回につき	2500 単位		

* 准看護師による訪問 単位の 90/100 で算定。

* 同一敷地内建物への訪問 単位の 90/100 で算定。

* 当訪問看護ステーションでは、その必要性に応じて、24 時間いつでも連絡を受け、尚且つ、訪問看護ができる体制をとっています。

* 特別な管理（例えば、胃瘻・バルンカテーテル・中心静脈栄養法などの処置及び管理）を必要としている方に対して、必要な指導、管理、対応を講じます。

(2) 保険外料金として

別紙の通り、その方の状態に応じて実費が発生する場合がございます。

衛生材料費・死亡後の対応（処置）費など。

8. 緊急時の対応方法

訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡をし、適切な措置を講ずるものとします。

利用者の主治医	医 師 名	
	医療機関の名称	
	所 在 地 TEL	

9. 事故発生時の対応

訪問看護の提供により事故が発生した場合、事故報告マニュアルに基づき、市町村・利用者家族・かかりつけケアマネージャー及び主治医に連絡を行い、必要な措置を講じます。また賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償を行い、原因解明と再発防止の対策を講じます。(損害賠償責任保険加入済)

10. ハラスメントの対応

利用者・家族との関係構築に向けて対応する中、ハラスメントにより構築困難な状況となる場合が想定された場合サービスを中止させて頂くことがあります。また、逆の場合もありますのでその場合はお申し付けください。

【具体例】

1. 暴力または乱暴な行動：故意に従業者の手を払ったり身体を叩く。
2. セクシャルハラスメント：従業者の体を触る。如何わしい写真を見せる。
3. 大声で怒鳴る・威圧的な態度での発言：意に沿わないことやサービス外の提供を強要する。特定の従業者に嫌がらせをする。

11. 虐待防止措置

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修・委員会設置と実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

当事業所は、サービス提供中に、従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けた利用者を確認した場合は、速やかに市町村に報告致します。

12. 身体拘束等の適正化の推進

当事業者及び従業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対して身体拘束または、その他行動を制限する行為は行いません。但し、やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書や記録等の整備をし、厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守した上、適正な取り扱いによりその実施状況を報告します。

13. 事業継続計画

感染症や非常災害の発生において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また、これらの状況下においては、非常時体制で早期業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定しています。

14. 苦情相談機関

事業所苦情相談窓口	訪問看護ステーション 管理者・	
	TEL	FAX
外部苦情申し立て機関	鹿児島県高齢者生き生き推進課	099-286-2674
	各市町村役場介護保険係	
	南さつま市役所介護保険課	0993-53-2111
	南九州市役所長寿介護課	0993-53-2111
	枕崎市役所福祉課	0993-56-1111
	指宿市役所長寿介護課	0993-22-1111
	日置市役所介護保険課	099-272-0505
	鹿児島市役所介護保険課	099-216-1277
	又は介護保険組合（南薩介護保険事務組合）	0993-58-2871
	又は国民健康保険団体連合会介護保険課	099-206-1084

相談・苦情対応について

ご利用中のご相談・苦情等については下記の方法にて受け付けております。

① 事業所の管理者および職員

事業所管理者・訪問した職員にご相談ください。

② アンケート調査

毎年事業所評価のためアンケート調査を実施しております。常日頃気になる業務態度やケア内容など、遠慮なくお書き下さい。

15. 個人情報保護について

個人情報保護法、厚労省の「医療・介護職における個人情報ガイドライン」に基づき下記の通り取り扱います。

- (1) 個人の情報の収集にあたっては、目的を明確にして必要最小限の範囲とします。
- (2) 個人情報は適正かつ公正な手段により収集します。
- (3) 事業所が保有する個人情報はその目的以外のために利用しません。ただし、本人の同意があるときや個人の生命、身体、財産の保護のために緊急の措置を要するとき、法令に基づき官公庁等から依頼があったときは除きます。
- (4) 法人・事業所は個人情報の保護のため、情報の漏洩や改ざんの防止、情報記録の破損・紛失防止、不要となった際の速やかな破棄について適正な処置を講じます。
- (5) 本人の求めに応じてサービス提供記録を開示します。

個人情報の利用目的

[事業所内部での利用目的]

1. 利用者様に提供する看護サービス
2. 介護保険及び医療保険事務
3. 管理運営業務のうち
 - 1) 新規者・中止者・終了者の管理
 - 2) 会計・経理
 - 3) 事故等の報告
 - 4) 看護サービスの向上

[他事業所等への情報提供に於ける利用目的]

1. 利用者様等に提供する看護サービスのうち
 - 1) 他医療機関、薬局、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所等との連携
 - 2) 他医療機関、居宅介護支援事業所等からの照会の回答
 - 3) 家族等への心身の状況説明
2. 介護保険・医療保険事務のうち
 - 1) 保険事務の委託
 - 2) 審査支払機関へのレセプト提出
 - 3) 審査支払機関又は保険者からの照会の回答
3. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

[上記以外での利用目的]

1. サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
2. 事業所内に於いて行われる学生の実習への協力
3. 管理運営業務のうち外部監査機関への情報提供

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅介護サービス計画・介護予防サービス計画に基づき、指定居宅介護サービス・指定介護予防サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2. 使用にあたっての条件

①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3. 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が居宅介護支援・介護予防支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報等
- ・認定調査票(82項目及び特記事項)、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見(認定結果通知書)等
- ・その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

但し、以下の場合は個人情報を取り扱う場合があります。

- 一、 法令に基づく場合
- 二、 人の生命、身体または財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- 三、 公衆衛生の向上または、児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- 四、 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

訪問看護サービス 加算契約・同意書

【医療保険】

- a 私は、24 時間対応体制加算を算定することに同意します。
- b 私は、特別管理加算を算定することに同意します。
- c 私は、訪問看護情報提供療養費を算定することに同意します。
- d 私は、複数名訪問看護加算を算定することに同意します。
- e 私は、在宅患者連携指導加算を算定することに伴う、保険医療機関との情報共有について同意します。
- f 私は、長時間加算を算定することに同意いたします。
- g 他、状況に応じて必要な体制に対する加算について説明を受け同意します。

【介護保険】

- a 私は、緊急訪問看護加算を算定することに同意します。
- b 私は、特別管理加算を算定することに同意します。
- c 私は、複数名訪問看護加算を算定することに同意します。
- d 他、状況に応じて必要な体制に対する加算について説明を受け同意します。

16. 契約期間

契約期間は 年 月 日から1年間とします。但し、期間満了日までに利用者または家族からの申し出がない場合、自動更新するものとします。入院・入所等で 6ヶ月以上在宅不在の場合は、改めて契約を行うものとします。

同意書

(予防)訪問看護の情報提供に際し、本書面に基づき、重要事項及び加算算定、個人情報の利用に関しての説明を行い、同意書を契約致しました。

契約日 年 月 日

代表者	住 所	〒899-3515 南さつま市金峰町中津野 1207 番地 1		
	事 業 者 名	有限会社ライフデザイン		
	代表取締役	坂口 まり子		
説明者	事 業 所 名	訪問看護ステーション		
	管理者			
	説明者			

私は、本書面に基ついて上記重要事項及び個人情報の利用に関して文書の交付及び説明を受け、(予防)訪問看護の提供について同意し、交付を受けました。

利用者	住 所			
	氏 名			
家族代理者(代理人)	住 所			
	氏 名			
	利用者との関係		電 話	() -

この契約を証するため、利用者、事業者は同意の上、契約書2通を作成し、利用者、事業者各1通を所持する。